

# 第10章 諸規程



## 第1章 総則

### 第1節 目的

第1条 広島市立大学（以下「本学」という。）は、科学と芸術を軸に世界平和と地域に貢献する国際的な大学を目指し、学術の中心として、深く専門の学芸を教授研究し、次代を担う感性と創造力の豊かな人材を養成するとともに、優れた教育研究の成果を地域に還元し、もって文化の向上と社会の発展に寄与することを目的とする。

（人材育成の目標）

第1条の2 本学は、豊かな感性と真理探究への情熱を持ち、多様な文化と価値観を尊び、平和を希求する人材、さらに、幅広い知識と確かな専門性を有し、高い倫理観を持って広く社会に貢献できる人材を育成することを目標とする。

### 第2節 自己評価

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図るとともに、第1条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行うものとする。

2 自己評価に関し必要な事項は、別に定める。

### 第3節 組織

（学部、学科等及び定員）

第3条 本学に、次の学部を置く。

- (1) 国際学部
- (2) 情報科学部
- (3) 芸術学部

2 前項各号に掲げる学部に置く学科及び専攻並びにその入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

学部	学科及び専攻	入学定員	収容定員
国際学部	国際学科	100人	400人
情報科学部	情報工学科	60人	240人
	知能工学科	60人	240人
	システム工学科	60人	240人
	医用情報科学科	30人	120人
芸術学部	日本画専攻	10人	40人
	油絵専攻	20人	80人
	彫刻専攻	10人	40人
	デザイン工芸学科	40人	160人
	計	390人	1,560人

（教育研究上の目的）

第3条の2 本学の各学部における教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- (1) 国際学部 豊かな学識と広い視野に基づいて、国際社会や地域社会に貢献できる国際人を育成すること。
- (2) 情報科学部 情報工学及び情報科学分野の専門学識及び専門技術を身に付け、高度情報化社会を支えることができる人材を育成すること。
- (3) 芸術学部 文化芸術の創造及び発展に貢献できる、先見性、創造性及び独創性に富んだ人材を育成すること。

（大学院）

第4条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に関し必要な事項は、別に定める。

（附置研究所）

第5条 本学に、附置研究所として広島平和研究所（以下「研究所」という。）を置く。

2 研究所に関し必要な事項は、別に定める。

（附属施設）

第6条 本学に、次の附属施設を置く。

- (1) 附属図書館
- (2) 語学センター
- (3) 情報処理センター
- (4) 芸術資料館
- (5) 社会連携センター

(6) 国際交流推進センター

(7) キャリアセンター

2 前項各号に掲げる附属施設に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第7条 本学に、大学の事務を遂行するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第4節 職員組織

(職員)

第8条 本学に、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(学部長及び副学部長)

第9条 学部に学部長及び副学部長を置き、当該学部の教授をもって充てる。ただし、情報科学部にあっては、学部長に情報科学研究科長を、副学部長に情報科学研究科副研究科長をもって充てる。

(研究所長及び研究所副所長)

第10条 研究所に所長及び副所長を置き、当該研究所の教授をもって充てる。

(附属施設の長)

第11条 附属施設に施設の長を置き、教授をもって充てる。

(事務局長)

第12条 事務局に事務局長を置き、事務職員をもって充てる。

(名誉教授)

第13条 本学に学長、副学長、教授、准教授又は講師として多年勤務した者であって、教育上又は学術上特に功績のあったものに対し、名誉教授の称号を授与することができる。

2 名誉教授の称号の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(客員教授及び客員准教授)

第14条 本学に、客員教授及び客員准教授を置くことができる。

2 客員教授及び客員准教授に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第5節 教授会

第15条 学部及び研究所（以下「学部等」という。）にそれぞれ教授会を置き、当該学部等の教授をもって組織する。

2 前項に定める職員のほか、学部等の教授会が必要と認めたときは、当該学部等の教授会にその他の職員を加えることができる。

3 教授会は、学部等に関する次の事項のうち教育研究に関するもの（研究所の教授会にあっては、第5号及び第6号に掲げる事項を除く。）を審議する。なお、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものについては、別に定める。

(1) 人事に関する事項

(2) 予算に関する事項

(3) 規程の制定改廃に関する事項

(4) 講座及び授業科目の種類及び編成に関する事項

(5) 学生の入学、休学、転学、留学、退学及び卒業に関する事項

(6) 学生の厚生補導に関する事項

(7) 法令又は規程により、教授会の権限に属する事項

(8) 前各号に掲げるもののほか、学部等の教育研究に関する事項

4 前3項に定めるもののほか、教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第6節 学年、学期及び休業日

(学年)

第16条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第17条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に定める各学期は、それぞれ前半及び後半に分けることができ、前期の前半を第1ターム、前期の後半を第2ターム、

後期の前半を第3ターム、後期の後半を第4タームとする。

(休業日)

第18条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 開学記念日 6月14日
- (4) 平和記念日 8月6日
- (5) 春季休業日
- (6) 夏季休業日
- (7) 冬季休業日
- (8) 学年末休業日

2 前項第5号から第8号までに掲げる休業日の期間は、学年の初めに学長が定める。

3 第1項の規定にかかわらず、学長は、必要と認めるときは、臨時に休業日を定め、又は休業日において臨時に授業を行うことができる。

## 第2章 学部通則

### 第1節 修業年限及び在学年限

（修業年限）

第19条 本学の修業年限は、4年とする。

（在学年限）

第20条 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし、第26条から第28条までの規定により入学した者にあっては、定められた在学すべき年数の2倍に相当する期間を超えて在学することができない。

### 第2節 入学等

（入学の時期）

第21条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、次条第3号から第5号までのいずれかに該当する者（同号に該当する者にあっては、国際バカロレア資格を有する者で満18歳に達したものに限る。）又は第26条から第28条までの規定により入学を許可された者の入学時期は、後期の始めとすることができる。

（入学資格）

第22条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
  - (2) 中等教育学校を卒業した者
  - (3) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
  - (4) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
  - (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
  - (6) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
  - (7) 文部科学大臣の指定した者
  - (8) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
  - (9) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入学させる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
  - (10) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの
- （入学の出願）

第23条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を納めたことを証する書面を添えて出願しなければならない。

（入学者の選考）

第24条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第25条 前条の選者の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、入学手続に関する書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。ただし、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）に基づき入学料の減免を受けようとする者はこの限りでない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第26条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者で本学への編入学を志願するものがあるときは、選考の上、相當年次に入学を許可することができる。

- (1) 大学、短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (2) 他の大学において1年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法令により大学の途中年次に入学できるものと認められている者

(転入学)

第27条 学長は、他の大学の学生で、本学に転入学を志願するものがあるときは、選考の上、相當年次に入学を許可することができる。

(再入学)

第28条 学長は、本学を退学した者又は第44条第1号の規定により除籍となった者で、再入学を希望するものがあるときは、選考の上、相當年次に入学を許可することができる。

(編入学、転入学又は再入学した者の既修得単位数の認定等)

第29条 前3条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学部の教授会の議を経て、学長が決定する。

2 前3条及び前項に定めるもののほか、編入学、転入学及び再入学に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 教育課程及び履修方法等

第30条 教育課程は、全学共通系科目、外国語系科目、教育職員免許状受領資格取得関係科目、学芸員資格取得関係科目及び専門教育科目をもって編成する。

2 教育課程は、授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成する。

3 前2項に定めるもののほか、教育課程に関し必要な事項は、別に定める。

(授業科目及び履修方法)

第31条 授業科目及び単位数は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 履修方法その他必要な事項は、別に定める。

(履修科目的登録の制限)

第32条 学長は、学部の教授会の議を経て、学生が1年間又は1学期につき履修科目として登録することができる単位数を制限することができる。

2 前項の規定にかかわらず、学長は、学部の教授会の議を経て、学生が所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められた場合には、同項に規定する単位数の制限を解除することができる。

3 前2項に定めるもののほか、履修科目的登録に関し必要な事項は、別に定める。

(単位の算定基準)

第33条 各授業科目的単位数は、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義については、教室内における1時間の講義に対して教室外における2時間の準備のための学修を必要とするものとし、15時間の講義をもって1単位とする。

(2) 演習については、教室内における2時間の演習に対して教室外における1時間の準備のための学修を必要とするものとし、30時間の演習をもって1単位とする。

(3) 実験、実習、実技等の授業については、学修は、すべて実験室、実習場等で行われるものとし、45時間の実験、実習、実技等をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、別に定める授業科目的単位数は、次の基準により計算することができる。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲内で定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習、実技等については、30時間から45時間までの範囲内で定める時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与及び成績の評価)

第34条 授業科目を履修し、その試験に合格した学生には、所定の単位を与える。

2 前項の試験の成績は、秀、優、良、可及び不可の5種の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とする。

(教育職員免許)

第35条 教育職員の免許状を受ける資格を得ようとする学生は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定めるところにより、教科及び教職に関する科目を履修しなければならない。

2 前項の科目的授業科目及び単位数は、別表第2に掲げるとおりとする。

(学芸員資格)

第36条 学芸員の資格を得ようとする学生は、博物館法（昭和26年法律第285号）及び博物館法施行規則（昭和30年文部省

令第24号)に定めるところにより、博物館に関する科目を履修しなければならない。

## 2 前項の科目的授業科目及び単位数は、別表第3に掲げるとおりとする。

(他の大学等における授業科目的履修等)

第37条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、卒業の要件となる単位として認めることができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他の文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目的履修とみなし、卒業の要件となる単位として認めることができる。

3 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が他学部において履修した授業科目について修得した単位を卒業の要件となる単位として認めることができる。

4 前3項の規定により認めることのできる単位数は、合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第38条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目的履修により修得したものとみなし、卒業の要件となる単位として認めることができる。

2 前項の規定により認めることのできる単位数は、編入学又は転入学の場合を除き、前条第1項から第3項までの規定により認める単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

## 第4節 休学、転学、留学及び退学等

(休学)

第39条 疾病その他特別の理由により引き続き2か月以上修学することができない者は、学長の許可を受けて期間を定めて休学することができる。

2 学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる者があるときは、期間を定めて休学を命ずることができる。

3 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

4 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

5 休学期間は、第20条に規定する在学年限及び第46条第1項に規定する在学すべき年数に算入しない。

6 第1項の規定による許可を受け、又は第2項の規定による命令を受けた者は、休学期間に中にその理由が消滅したときは、学長の許可を受けて復学することができる。

(転学)

第40条 他の大学等へ入学し、又は転学をしようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(転学部及び転学料)

第41条 学長は、他の学部に転学部又は同一学部の他の学科に転学科をしようとする者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、これを許可することができる。

2 前項の規定による許可を受けた者が既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学部の教授会の議を経て、学長が決定する。

(留学)

第42条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学部長の許可を受けて留学することができる。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第20条に規定する在学年限及び第46条第1項に規定する在学すべき年数に算入することができる。

3 第37条の規定は、留学の場合に準用する。

(退学)

第43条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第44条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者について、除籍することができる。

(1) 所定の日までに入学料を納付しない者(第25条第1項ただし書を適用して入学を許可した者に限る。)

(2) 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者

(3) 第20条に規定する在学年限を超えて在学しようとする者

(4) 第39条第4項の休学期間を超えてなお復学しない者

(5) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

(復籍)

第45条 学長は、前条第2号の規定により除籍した者から、除籍の日の翌日から起算して2年以内に、当該除籍の事由となつた未納の授業料を納付して復籍の希望があったときは、除籍前に在学した学部の教授会の議を経て、相当年次に復籍を許可

することができる。

- 2 前項の規定による復籍の時期は、学期の始めとする。
- 3 前2項の規定により復籍を許可した学生の復籍後の在学期間は、除籍前の在学期間に通算する。
- 4 前条第2号の規定により除籍した者が、復籍後に同条の規定により再び除籍となったときは、その後の復籍は認めない。

## 第5節 卒業及び学位

(卒業)

第46条 学長は、学部の教授会の議を経て、本学に4年（第26条から第28条までの規定により入学した者又は第41条第1項の規定により転学部若しくは転学科をした者にあっては、それぞれ第29条第1項又は第41条第2項に規定する在学すべき年数）以上在学し、所定の教育課程を修了した者に対して、卒業を認定する。

- 2 学長は、前項の規定により卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(早期卒業)

第47条 第19条及び前条第1項の規定にかかわらず、学長は、学部の教授会の議を経て、本学に3年以上在学した者（これに準るものとして学長が学部の教授会の議を経て定める者を含む。）のうち所定の教育課程を優秀な成績で修了した者で卒業を希望するものに対しては、卒業を認定することができる。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により卒業を認定した者について準用する。

(学位)

第48条 学長は、前2条の規定により卒業を認定した者に対して、学士の学位を授与する。

- 2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(卒業の時期)

第49条 卒業の時期は、学年又は学期の終わりとする。

## 第6節 入学検定料、入學料及び授業料

第50条 入学検定料、入學料及び授業料の額並びにその徴収については、別に定める。

## 第7節 賞罰

(表彰)

第51条 学長は、学生として表彰に値する行為があった者を、教育研究評議会の議を経て、表彰することができる。

- 2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第52条 学長は、この学則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者を、学部の教授会及び教育研究評議会の議を経て、懲戒することができる。

- 2 懲戒の種類は、戒告、停学及び懲戒退学とする。

3 前項の退学は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第26条第3項各号のいずれかに該当する者について行う。

- 4 前3項に定めるもののほか、懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

## 第8節 福利厚生施設

第53条 本学に、学生の福利厚生に資するため、学生寮その他必要な施設を置く。

- 2 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

## 第3章 雜則

### 第1節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第54条 学長は、本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、選考の上、研究生として入学することを許可することができる。

- 2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者とする。

3 研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

- 4 前3項に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第55条 学長は、特定の授業科目を聴講することを志願する者に対し、選考の上、科目等履修生として入学することを許可することができる。

- 2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第56条 学長は、他の大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願するものがあるときは、当該他大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学することを許可することができる。

- 2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第57条 学長は、本学に留学することを志願する外国人に対し、選考の上、外国人留学生として入学することを許可することができる。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

## 第2節 大学開放及び共同研究等

(大学開放)

第58条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、公開講座その他大学開放の事業を行うことができる。

2 大学開放に関し必要な事項は、別に定める。

(共同研究及び受託研究)

第59条 本学の学術研究に資するため、共同研究及び受託研究を行うことができる。

2 共同研究及び受託研究に関し必要な事項は、別に定める。

## 第3節 その他

(委任)

第60条 この学則の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則 (略)

## 公立大学法人広島市立大学の授業料等に関する規程

(趣旨)

第1条 公立大学法人広島市立大学の入学検定料、入学料、授業料、公開講座受講料、学位論文審査手数料、学生寮使用料及び国際学生寮使用料並びに証明書交付手数料（以下「授業料等」という。）に関しては、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(授業料等の額)

第2条 授業料等の額は、別表のとおりとする。

(入学検定料)

第3条 広島市立大学（以下「本学」という。）に入学を志願する者は、入学検定料を納付しなければならない。

(入学料)

第4条 本学に入学する者は、入学手続の際、入学料を納付しなければならない。

(授業料)

第5条 本学に在学する者は、授業料を納付しなければならない。

2 授業料は、次の前期及び後期の2期に区分して、それぞれ年額の2分の1に相当する額を、前期にあっては4月30日までに、後期にあっては10月31日までに納付するものとする。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで

(2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

3 前項の規定にかかわらず、学生からの申出があったときは、前期に係る授業料を徴収する際に、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収することができる。

4 前期又は後期の中途において復学、転学、編入学又は再入学（以下「復学等」という。）をした者から徴収する当該期分の授業料の額は、年額の12分の1に相当する額に復学等をした日の属する月から復学等をした日の属する期の最後の月までの月数を乗じて得た額とし、復学等をした日の属する月に徴収する。

5 前期の中途において退学する者からは、後期に係る授業料を徴収しない。

6 前期又は後期の中途において休学した者から徴収する当該期分の授業料は、その全額とし、休学が前期又は後期の全期間にわたるときは、その期分の授業料は徴収しない。

7 前期の終わりに卒業する者から徴収する授業料の額は、年額の2分の1に相当する額とする。

(徴収期限経過後の入学に係る授業料)

第6条 特別の事情により前条第2項に定める前期又は後期の授業料の徴収期限の経過後に入学した者から徴収する当該期分の授業料の額は、年額の12分の1に相当する額に入学した日の属する月から入学した日の属する期の最後の月までの月数を乗じて得た額とし、入学した日の属する月に徴収する。

(研究生に係る授業料)

第7条 研究生に係る授業料は、1の研究期間について、その最初の月から6か月の期間ごとに、当該期間に属する研究期間の月数分を当該期間の最初の月の末日までに徴収する。

(科目等履修生に係る授業料)

第8条 科目等履修生に係る授業料は、履修する単位分を一括して第5条第2項に定める前期又は後期の授業料の徴収期限までに徴収する。

(長期履修学生に係る授業料)

第9条 長期履修学生の授業料の額は、長期履修を認められた期間（以下「長期履修期間」という。）に限り、第2条の規定にかかわらず、修業年限に相当する授業料の総額を、長期履修期間の年数で除して得た額（その額に10円未満の端数があるときはこれを切り上げるものとする。）とする。

2 長期履修期間より早く修了、あるいは退学しようとする者は、修業年限に相当する授業料の総額から納付済授業料を差し引いた額を納付するものとする。ただし、修業年限未満で修了、あるいは退学しようとする者は、在学期間に相当する授業料の総額で精算する。

3 長期履修期間の延長及び短縮が認められた場合の授業料の額は、修業年限に相当する授業料の総額から納付済授業料を差し引き再計算する。

4 長期履修学生の修業年限内に、授業料が改正された場合の授業料の額は、第1項の規定により、改正後の授業料の額で再計算した額とする。

5 長期履修期間が終了した後もなお在学する場合の授業料の額は、第2条の授業料の額とする。

(公開講座受講料)

第10条 公開講座を受講しようとする者は、公開講座受講料を、公開講座実施時までに納付しなければならない。

(学位論文審査手数料)

第11条 広島市立大学大学院の博士後期課程に在学する者以外の者で、博士の学位の授与に係る学位論文の審査を受けようとする者（必要な研究指導を受けた者を除く。）は、申請の際、学位論文審査手数料を納めなければならない。

(学生寮使用料及び国際学生寮使用料)

第12条 学生寮又は国際学生寮を使用する者は、学生寮使用料又は国際学生寮使用料を、所定の期日までに納付しなければならない。

2 学生寮使用料及び国際学生寮使用料は、理事長が指定した入居可能日の属する月から退去する日の属する月まで徴収する。  
(証明書交付手数料)

第13条 本学の学生、科目等履修生、特別聽講学生又は研究生であった者のために行う修学、成績又は卒業等に関する証明書の交付を受けようとするものは、申請の際、証明書交付手数料を納めなければならない。ただし、在学中の学生に係る証明書を除く。

(減免等)

第14条 理事長は、特別の理由があると認めるときは、入学検定料、入学料、授業料、学位論文審査手数料、学生寮使用料及び国際学生寮使用料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

(期限の特例)

第15条 第5条第2項、第7条及び第12条第1項に定める徴収期限が、民法(明治29年法律第89号)第142条に規定する休日又は銀行法施行令(昭和57年政令第40号)第5条第1項第3号に掲げる日に該当する場合は、第5条第2項、第7条及び第12条第1項の規定にかかわらず、この日の翌日を徴収期限とみなす。

(授業料等の不返還の原則)

第16条 納付された授業料等は、返還しない。ただし、入学検定料及び入学料については、理事長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、授業料等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 略

別表（第2条関係）

区分			金額
入学検定料	学生	学部	17,000円 (転学、編入学又は再入学に係る入学検定料については、30,000円)
		大学院	30,000円
	研究生		9,800円
	科目等履修生		9,800円
入学料	学生	市内の者	282,000円
		市外の者	423,000円
	研究生	市内の者	84,600円
		市外の者	126,900円
	科目等履修生	市内の者	28,200円
		市外の者	42,300円
授業料	学生	年額	535,800円
	研究生	月額	29,700円
	科目等履修生	1単位につき	14,800円
	特別聴講学生	1単位につき	14,800円
公開講座受講料	1講座につき5時間まで		5,200円
	1講座につき5時間を超える時間5時間までごとに		1,000円
学位論文審査手数料	1件につき		57,000円
学生寮使用料	月額		5,900円
国際学生寮使用料	月額		20,000円
	日額		710円
証明書交付手数料	1件につき (証明書又は翻訳文書の用紙1枚を1件とする。)		350円

## 備考

- 1 この表において「市内の者」とは次の各号のいずれかに該当する者をいい、「市外の者」とは市内の者以外の者をいう。
- 入学の日の属する月の初日において引き続き1年以上広島市の区域内に住所を有する者
  - 入学の日の属する月の初日において配偶者又は1親等の親族が引き続き1年以上広島市の区域内に住所を有する者
  - 理事長が前2号に掲げる者に準ると認める者
- 2 国際学生寮使用料の日額については、短期滞在者に適用する。

## 公立大学法人広島市立大学授業料等の減免に関する規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学の入学検定料、入学料、授業料及び学位論文審査手数料の減免等に関し必要な事項を定めるものとする。ただし、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）に基づく入学料及び授業料の減免に関し必要な事項は別に定める。

## (定義)

第2条 この規程において「広島市民」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 入学の日の属する月の初日において引き続き1年以上広島市の区域内に住所を有する者
- 入学の日の属する月の初日において配偶者又は1親等の親族が引き続き1年以上広島市の区域内に住所を有する者

(3) 理事長が前2号に掲げる者に準すると認める者

(入学検定料の免除)

第3条 広島市立大学（以下「本学」という。）の入学試験（編入学試験を含む。）を受けようとする広島市民であって、次の各号のいずれかに該当し、入学検定料の納付が著しく困難であると認められるものについては、入学検定料を免除することができる。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯に属する者

(2) 前号の世帯に準する程度に生活が困窮していると認められる世帯に属する者

2 入学検定料の減免を受けようとする者は、理事長の指定する日までに所定の入学検定料減免申請書を理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、免除を許可し、又は免除を不許可としたときは、遅滞なく、申請者に対し、その旨を通知しなければならない。  
(入学料の減免)

第4条 本学に学生として入学する者であって、次の各号のいずれかに該当し入学料の納付が著しく困難であると認められるものについては、入学料の全額又は半額を免除することができる。

(1) 入学前1年以内において、学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡した場合又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

(2) 前号に準する場合であって、理事長が相当と認める場合

2 本学に学生として入学する広島市民であって、次の各号のいずれかに該当し、入学料の納付が著しく困難であると認められる者については、入学料の全額又は半額を免除することができる。

(1) 生活保護法の規定による保護を受けている世帯に属する者

(2) 前号の世帯に準する程度に生活が困窮していると認められる世帯に属する者

3 入学料の減免を受けようとする者は、入学手続の際、所定の入学料減免申請書を理事長に提出しなければならない。

4 理事長は、前項の入学料減免申請書を受理したときは、減免を許可し、又は減免を不許可とするまでの間は入学料の徴収を猶予することとし、この旨を、減免の申請をした者（以下この条において「申請者」という。）に対し、通知するものとする。

5 申請者が前項に規定する徴収猶予期間内に死亡したときは、未納の入学料の全額を免除するものとする。

6 理事長は、減免を許可し、又は減免を不許可としたときは、遅滞なく、申請者に対し、その旨を通知しなければならない。

7 理事長は、免除を不許可とした者及び半額免除の許可をした者に係る入学料を前項の通知の日から起算して14日以内に徴収しなければならない。

8 免除を不許可とした者又は半額免除の許可をした者が、前項の徴収期限の到来前に死亡したとき又は入学料を納付しないことにより学籍を有しないこととなるときは、その者に係る未納の入学料の全額を免除するものとする。

(授業料の減免)

第5条 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生については、前期又は後期に係る授業料の全額、半額又は4分の1に相当する額を免除することができる。

2 死亡又は行方不明のため学生の学籍を除いたときは、当該学生に係る未納の授業料の全額を免除することができる。

3 入学料又は授業料を納付しないことにより学籍を有しないこととなる者については、未納の授業料の全額を免除することができる。

4 第1項の規定により、前期又は後期に係る授業料の減免を受けようとする者は、当該期に係る授業料の納付期限前に、所定の授業料減免申請書を理事長に提出しなければならない。

5 理事長は、前項の授業料減免申請書を受理したときは、免除を許可し、又は免除を不許可とするまでの間は授業料の徴収を猶予することとし、この旨を、減免の申請をした者（以下この条において「申請者」という。）に対し、通知するものとする。

6 理事長は、免除を許可し、又は免除を不許可としたときは、遅滞なく、申請者に対し、その旨を通知しなければならない。

7 理事長は、免除を不許可とした者及び半額又は4分の1に相当する額の免除の許可をした者に係る授業料を前項の通知の日から起算して14日以内に徴収しなければならない。

(授業料の徴収猶予)

第6条 前条第5項に定める場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当すると認められる学生については、前期又は後期に係る授業料の徴収を猶予することができる。

(1) 経済的理由により納付期限までに納付することが困難であり、かつ、学業優秀と認められた学生

(2) 行方不明の学生

(3) 本人又は学資負担者が風水害等の災害を受けた学生

(4) 前3号に掲げるもののほか、その他やむを得ない事情があると認められる学生

2 前項の規定により、授業料の徴収の猶予を受けようとする者（前項第2号に掲げる者にあっては、学生に代わる者）は、前期又は後期に係る授業料の納付期限前に、所定の授業料徴収猶予申請書を理事長に提出しなければならない。

3 前条第5項から第7項の規定は、前項の授業料徴収猶予申請書を受理した場合について準用する。

（月割りによる納付）

第7条 特別の事情があると認められる学生については、授業料の月割りによる分納を許可することができる。

2 前項の場合において、納付すべき1月当たりの額は、授業料の年額の1/2分の1に相当する額とする。

3 前項の規定により授業料の月割分納の許可を受けている者に対し、その申請により退学を許可したときは、退学の日の属する月の翌月以降に納付すべき未納の授業料の全額を免除することができる。

（その他の入学検定料等の免除）

第8条 前各条に規定するもののほか、次の各号に掲げる入学検定料、入学料又は授業料については、これを免除することができる。

(1) 本学を退学した日の翌日から起算して2年を経過する日（当該日が前期又は後期の末日に当たる場合は、その翌日）までに、退学前に所属していた学科又は専攻に再入学する者に係る入学検定料及び入学料

(2) 本学と学術交流協定を締結した海外の大学の推薦を得て本学大学院への入学を志願する者に係る入学検定料

(3) 国費外国人留学生に採用が決定された者に係る入学検定料、入学料及び授業料（ただし、国が負担しない場合に限る。）

(4) 国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）及び国連UNHCR協会との難民を対象とする推薦入学制度に関する協定書に基づき国連難民高等弁務官事務所等の推薦を得て入学する者に係る入学検定料、入学料及び授業料

(5) 大学院平和学研究科に入学する者であって平和創造及び平和維持のための活動を行う機関等に所属する者（理事長が別に定める者に限る。）に係る入学料及び授業料

(6) ダブル・ディグリー（本学と他の大学とが共同し、双方の大学がそれぞれ学位を授与することをう。）に関する協定に基づき本学に入学する他の大学の学生に係る入学検定料、入学料及び授業料（ただし、当該他の大学において、当該他の大学に入学する本学の学生に係る入学検定料、入学料及び授業料が免除される場合に限る。）

（学位論文審査手数料の減免）

第9条 本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、学位論文の作成等に対する指導を受けた後退学した者が、再入学しないで退学したときから1年以内に学位論文を提出し、博士の学位の授与を申請するときは、学位論文審査手数料を免除することができる。

（委任）

第10条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 略

## 公立大学法人広島市立大学の大学等における修学の支援に関する法律に基づく入学料及び授業料の減免に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「修学支援法」という。）に基づく入学料及び授業料の減免に関し、修学支援法、大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号。以下「修学支援法施行令」という。）及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号。以下「修学支援法施行規則」という。）に定めるものほか必要な事項を定めるものとする。

（入学料の減免）

第2条 公立大学法人広島市立大学の授業料等に関する規程（平成22年規程第73号。以下「授業料等規程」という。）別表に定める「市内の者」及び「市外の者」に対する入学料の減免の額は、いずれも修学支援法施行令第2条第1項により定める額とする。

第3条 入学後に修学支援法に基づき授業料等減免を受けようとする者は、入学手続の際、所定の書類を添えて、授業料等减免を受けようとする旨の申出をするものとする。

2 前項の申出をした者については、広島市立大学学則（平成22年学則第1号）第25条第1項及び授業料等規程第4条に定める入学手続の際に納付すべき入学料について、その徴収を猶予したものとして取り扱うものとする。

第4条 前条第1項の申出をした者は、入学後、所定の日までに所定の减免申請書を提出するものとする。

2 前項の减免申請書を提出した者については、授業料等减免対象者の認定（不認定を含む。）を行うまでの間、入学料の徴収を猶予する。

第5条 理事長は、前条第2項の認定の結果、納付すべき入学料がある者に対して、徴収期限を定め、入学料を徴収しなければならない。

2 公立大学法人広島市立大学授業料等の減免に関する規程（平成22年規程第74号。以下「授業料等減免規程」という。）

第4条第5項及び第8項の規定は、この規程に基づく入学料の取扱いにおいて準用する。

（授業料の減免）

第6条 授業料の減免の額は、修学支援法施行令第2条第1項により定める額とする。

2 修学支援法に基づき授業料の減免を受けようとする者は、前期又は後期に係る授業料の納付期限前に、所定の減免申請書を理事長に提出するものとする。

3 前項の減免申請書を提出した者については、授業料等減免対象者の認定（不認定を含む。）を行うまでの間、授業料の徴収を猶予する。

4 理事長は、前項の認定の結果、納付すべき授業料がある者に対して、修学支援法施行規則第11条第4項又は第5項に規定する通知の日から起算して14日以内に徴収しなければならない。

5 授業料等減免対象者は、在学中に継続して授業料減免を受けようとするときは、前期又は後期に係る授業料の納付期限前に、所定の授業料減免に係る継続願を理事長に提出するものとする。この場合における授業料の徴収については、前2項の規定を準用する。

6 授業料等減免規程第5条第2項、第3項及び第7条の規定は、この規定に基づく授業料の取扱いにおいて準用する。

附 則 略

## 広島市立大学特待生規程

（趣旨）

第1条 この規程は、広島市立大学（以下「大学」という。）の学部に在籍する学生の修学意欲の向上を図るため、学力及び人物が優秀で他の学生の模範となると認められる者として表彰する特待生に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第2条 本学に1年以上在籍し、次に掲げる要件を全て満たしている学部に所属する学生のうち、人物及び学業が優秀な者の中から特待生を選考する。ただし、前年度において3年次に在籍する者で当該年度に卒業論文、卒業研究又は卒業制作の履修登録ができなかった者、前年度において情報科学部の2年次に在籍する者で当該年度に3年次へ進級できなかった者及び選考時に休学している者は、対象外とする。

(1) 在籍している年次の前年度に休学していない者

(2) 在籍している年次の前年度に履修登録した科目（卒業の要件とはならない科目を除く。）の成績評価において、「不可」又は「欠席」がない者

(3) 広島市立大学学則（平成22年公立大学法人広島市立大学学則第1号）第52条第2項に規定する懲戒の処分（以下「懲戒処分」という。）を受けたことがない者

（特待生選考委員会への推薦）

第3条 各学部の教務委員会は、前年度の学業成績の結果が判明したときは、指導教員等の所見を聴取した上で、特待生候補者名簿（以下「候補者名簿」という。）を作成する。

2 各学部の教授会は、候補者名簿を基に特待生候補者を選考し、次条に規定する特待生選考委員会へ推薦理由を付して推薦する。

（特待生選考委員会）

第4条 本学に、特待生の選考を行うため、特待生選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会は、次に掲げる委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

(1) 委員長は、副学長（教育・研究担当）をもって充てる。

(2) 副委員長は、副学長（企画・戦略担当）をもって充てる。

(3) 委員は、事務局長及び学部長をもって充てる。

3 選考委員会は、前条第2項の規定により特待生候補者の推薦があったときは、特待生の選考を行い、その結果を学長に報告する。

（特待生の決定）

第5条 学長は、前条第3項の報告に基づき特待生を決定し、特待生に通知する。

（特待生の人数）

第6条 1年度内において決定する特待生の人数は、次のとおりとする。

(1) 國際学部にあっては、各年次において3名以内とする。

(2) 情報科学部にあっては、各年次において5名以内とする。

(3) 芸術学部にあっては、各年次において2名以内とする。

## (表彰)

第7条 特待生への表彰は、表彰状を授与して行う。

2 表彰には、副賞として特待生奨学金200,000円を添える。

## (特待生の取消し)

第8条 学長は、特待生が特待生として決定した年度において、休学又は退学したとき、懲戒処分を受けたとき若しくは特待生として適当でないと学長が認めたときは、第5条の決定を取り消すことができる。

2 学長は、前項の規定により特待生の決定を取り消された者に対して、特待生奨学金を学長が指定する日までに返還させるものとする。

## (委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、特待生の選考に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則 略

## 広島市立大学学生表彰規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、広島市立大学学則（平成22年公立大学法人広島市立大学学則第1号）第51条第2項及び広島市立大学大学院学則（平成22年公立大学法人広島市立大学学則第2号）第39条第1項において準用する広島市立大学学則第51条第2項の規定に基づき、学生表彰（以下「表彰」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## (表彰の種類等)

第2条 表彰の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、当該各号に定める要件に該当する学生又は学生団体について表彰するものとする。

## (1) 学長賞

- ア 学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げたと認められるもの
- イ 課外活動において、特に優秀な成績を収め、課外活動の振興に功績があったと認められるもの
- ウ 社会活動において、特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受けたと認められるもの
- エ アからウまでに掲げるものと同等以上の表彰に値する行為があったと認められるもの

## (2) 学長奨励賞

- ア 学術研究活動において、顕著な業績又は功績を挙げたと認められるもの
- イ 課外活動において、優秀な成績を収め、課外活動の振興に功績があったと認められるもの
- ウ 社会活動において、顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受けたと認められるもの
- エ アからウまでに掲げるものと同等以上の表彰に値する行為があったと認められるもの

## (3) 学生顕彰

- ア 学術研究活動において、優れた業績又は功績を挙げたと認められるもの
- イ 課外活動において、優れた成績を挙げたと認められるもの
- ウ 社会活動において、優れた功績を挙げたと認められるもの
- エ アからウまでに掲げるものと同等以上の表彰に値する行為があったと認められるもの

## (重複表彰)

第3条 1度表彰された学生又は学生団体が再度表彰に値する行為等があった場合には、再度表彰を行うことができるものとする。

## (被表彰者の推薦)

第4条 学生又は職員は、第2条各号に定める要件のいずれかに該当すると認められる学生又は学生団体があるときは、表彰候補者を学長に推薦することができる。

2 学生は、自らが第2条第3号に定める要件のいずれかに該当すると認められる場合は、学長に自薦することができる。

3 課外活動団体の顧問は、第2条各号に定める要件のいずれかに該当すると認められる学生又は学生団体があるときは、表彰候補者を学長に推薦することができる。

## (学生委員会等の意見の聴取)

第5条 学長は、前条の規定により推薦があったときは、学生委員会の意見を聞くものとする。

2 学生委員会は、前項の規定により学長から意見を求められた場合は、学部教授会又は研究科委員会の意見を聞くことができる。

## (被表彰者の決定)

第6条 学長は、第4条の規定により推薦があったときは、教育研究評議会の議を経て、被表彰者等を決定するものとする。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に添えて、副賞を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第8条 表彰は、第6条の規定により表彰が決定された後、速やかに行うものとする。

(事務)

第9条 表彰に関する事務は、事務局学生支援室において遂行する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則 略

## 広島市立大学履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市立大学学則（平成22年公立大学法人広島市立大学学則第1号。以下「学則」という。）第31条

第2項の規定に基づき、授業科目の履修方法その他必要な事項を定めるものとする。

(履修の登録)

第2条 学生は、授業科目を履修しようとするときは、その授業科目について、指定の期日までに所定の手続により履修登録を行わなければならない。

2 履修登録をした授業科目を変更し、又は取り消す場合は、指定の期日までに所定の手続を行わなければならない。

(履修することのできる授業科目等)

第3条 学生は、その学年又は学期に開設された授業科目でなければ履修することができない。ただし、下年次開設の授業科目については、担当教員の承認を得て履修することができる。

2 前項の規定にかかわらず、学則第47条の規定により卒業しようとする者の取扱いについては、学長が別に定める。

3 次に掲げる授業科目は、履修することができない。

(1) 履修登録をしていない授業科目

(2) 既に単位を修得した授業科目

(全学共通系科目及び外国語系科目等)

第4条 全学共通系科目、外国語系科目、教育職員免許状受領資格取得関係科目及び学芸員資格取得関係科目の授業科目並びにその履修時期、単位数及び履修方法は、別表第1のとおりとする。

2 外国人留学生は、履修すべき外国語系科目の授業科目が母国語であるときは、それに代えて、総合共通科目的授業科目を履修することができる。

3 前項の規定により、履修すべき外国語系科目の授業科目に代えて総合共通科目的授業科目を履修しようとする外国人留学生は、所属する学部の学部長の許可を受けなければならない。

(他学部の全学共通系科目的授業科目の履修)

第5条 学生は、所属する学部以外の学部に開設されている全学共通系科目又は外国語系科目の授業科目を履修しようとするときは、あらかじめ当該授業科目の担当教員の承認を得なければならない。

(専門教育科目)

第6条 専門教育科目的授業科目並びにその履修時期、単位数及び履修方法は、別表第2のとおりとする。

(他学科又は他学部の専門教育科目的授業科目の履修)

第7条 学生が、所属する学科・専攻以外の学科・専攻に開設されている専門教育科目的授業科目を履修しようとするときは、所定の手続により、あらかじめ当該授業科目の担当教員の承認を得た上で、所属する学部の学部長の許可を受けなければならない。

2 学生が、所属する学部以外の学部に開設されている専門教育科目的授業科目を履修しようとするときは、所定の手続により、あらかじめ当該授業科目の担当教員の承認を得た上で、所属する学部及び当該授業科目の開設学部の学部長の許可を受けるとともに、その履修に際しては、当該授業科目の開設学部の規程に従わなければならない。

(卒業論文等)

第8条 卒業論文、卒業研究及び卒業制作（以下「卒業論文等」という。）については、その学年で学則第46条第1項に規定する卒業の要件となる在学年数を満了する者で、学長が別に定める要件を満たすものでなければ、履修の登録を行うことができない。

2 前項の規定にかかわらず、学則第47条の規定により卒業しようとする者の取扱いについては、学長が別に定める。

## (卒業要件)

- 第9条 学則第46条第1項に規定する所定の教育課程は、別表第3のとおりとする。
- 2 第5条の規定により履修した授業科目に係る単位については、別表第3に掲げる卒業必要単位数に含めない。
  - 3 第7条の規定により履修した授業科目は、その履修単位を専門教育科目の選択科目として、別表第3の卒業必要単位数に含めることができる。ただし、10単位を超えて認定することはできない。

## (試験)

第10条 定期試験は、学期末又はターム末に期間を定めて行う。

- 2 授業科目によっては、隨時に試験を行うことがある。
- 3 定期試験は、原則として出席回数が授業実施回数の3分の2以上なければ、当該授業科目の試験を受けることができない。

## (成績評価)

第11条 成績は、試験、実技、実習の成績及び出席状況等を総合して評価する。

- 2 成績の表示は、別表第4のとおりとし、秀、優、良及び可を合格とし、所定の単位を与える。
- 3 合格しなかった授業科目については、再履修することができる。

## (追試験)

第12条 試験に欠席した者に対し、追試験は行わない。ただし、病気その他特別な理由により、定期試験をやむを得ず受験できなかった者に対しては、申請により追試験を行うことがある。

## (委任)

第13条 この規程の施行に関し必要な事項は、教務委員会の議を経て、学長が別に定める。

## 附 則 (略)

別表第1から別表第3まで 略

## 別表第4 (第11条関係)

評価	評点
秀	90点～100点
優	80点～ 89点
良	70点～ 79点
可	60点～ 69点
不可	59点以下

## 広島市立大学学位規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、広島市立大学学則第48条第2項及び広島市立大学大学院学則第36条第4項の規定に基づき、学位の授与に關し必要な事項を定めるものとする。

## (学位の授与)

第2条 学位の授与は、別に定める学位記の交付をもって行う。

## (学位授与の要件)

第3条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

- 2 本学大学院の課程を修了した者には、修士又は博士の学位を授与する。
- 3 博士の学位は、前項の規定によるほか、本学大学院の博士後期課程を経ない者で、本学大学院に学位論文を提出してその審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士後期課程を修了したものと同等以上の学力があることの確認（以下「学力の確認」という。）をされた者についても授与する。

## (専攻分野の名称)

第4条 学士の学位に付記する専攻分野の名称は、別表第1に掲げるとおりとする。

- 2 修士の学位に付記する専攻分野の名称は、別表第2に掲げるとおりとする。
- 3 博士の学位に付記する専攻分野の名称は、別表第3に掲げるとおりとする。

## (博士の学位授与の申請及び受理)

第5条 博士の学位の授与の申請に要する学位論文（芸術学研究科においては、学位論文及び研究作品。以下「学位論文等」という。）の提出については、別に定める。

- 2 第3条第3項の規定による博士の学位の授与を受けようとする者は、学位申請書に別に定める学位論文等及び学位論文審

査手数料を添え、研究科長を経て学長に提出するものとする。ただし、本学大学院博士後期課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受け退学した者（以下「満期退学者」という。）が博士の学位の授与を申請する場合の学位論文審査手数料の扱いについては、別に定める。

3 前項の規定により学位論文等の提出があったときは、学長は、その学位の種類に応じて適當と認める研究科委員会に審査を付託するものとする。

4 受理した学位論文等及び学位論文審査手数料は、いかなる理由があってもこれを還付しない。

（審査委員会）

第6条 研究科委員会は、博士の学位論文等の審査及び試験を行うため、当該研究科の審査委員3人以上からなる審査委員会を設ける。

2 研究科委員会の審議を経て、当該研究科以外の研究者を審査委員に加えることができる。

（試験の方法）

第7条 試験は、博士の学位論文等を中心として、これに関係のある科目について行うものとする。

2 第3条第3項の学力の確認は、別に定める方法による。

3 満期退学者が、退学後3年以内に第3条第3項の規定による博士の学位の授与を申請した場合は、学力の確認を省略することができる。

（審査期間）

第8条 博士の学位論文等の審査及び試験は、学位論文等を受理した時から1年以内に終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

（審査委員会の報告）

第9条 審査委員会は、学位論文等の審査、試験及び学力の確認を終了したときは、直ちに学位論文等の内容の要旨、学位論文等の審査の結果の要旨、試験結果の要旨及び学力の確認の結果の要旨を、文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

（研究科委員会の審議決定）

第10条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議の上、博士の学位を授与すべきかどうかを議決する。

2 前項の議決をするには、研究科委員会の構成員（海外出張中及び長期療養中の者を除く。）の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

3 研究科委員会において必要と認めたときは、当該研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院の教員を、この審議に出席させることができる。ただし、その出席者は、議決に加わることはできない。

（研究科委員会の報告）

第11条 研究科委員会が博士の学位を授与できるものとしたときは、研究科の長は、学位論文等とともに学位論文等の内容の要旨、学位論文等の審査の結果の要旨及び試験の結果の要旨を、文書をもって学長に報告しなければならない。

2 研究科委員会が博士の学位を授与できないものとしたときは、研究科の長は、その旨を文書をもって学長に報告しなければならない。

（博士の学位授与）

第12条 学長は、前条の報告に基づき、博士の学位を授与すべき者には、学位記を授与し、博士の学位を授与できない者には、その旨を通知する。

（博士の学位登録）

第13条 本学が博士の学位を授与したときは、学長は、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告するものとする。

（学位論文要旨の公表）

第14条 本学が博士の学位を授与したときは、その授与した日から3月以内に、その学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。

（学位論文の公表）

第15条 本学において博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その学位論文を公表しなければならない。ただし、学位授与前に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その学位論文の全文を求めて応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定により学位論文を公表するときは、「広島市立大学審査学位論文」と明記しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による学位論文の公表のほか、芸術学研究科においては、研究科委員会の定めるところにより研究作品の公表をするものとする。

（修士の学位の審査）

第16条 修士の学位の審査については、別に定める。

(学位名称の使用)

第17条 本学において学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、広島市立大学と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第18条 本学において修士又は博士の学位を授与された者がその名誉を汚す行為をしたとき又は不正の方法により学位を授与されたことが判明したときは、学長は、大学院委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつその旨を公表する。

(委任)

第19条 この規程の施行に関し必要な事項は、教務委員会の議を経て副学長（教育・研究担当）が別に定める。

附 則 略

別表第1（第4条関係）

学部名	学科名	専攻分野の名称
国際学部	国際学科	国際学
	情報工学科	情報科学 又は 情報工学
	知能工学科	
	システム工学科	
	医用情報学科	
芸術学部	美術学科	芸術
	デザイン工芸学科	

別表第2（第4条関係）

研究科名	専攻名	専攻分野の名称
国際学研究科	国際学専攻	国際学 又は 平和学
情報科学研究科	情報工学専攻	情報科学 又は 情報工学
	知能工学専攻	
	システム工学専攻	
	医用情報科学専攻	
芸術学研究科	造形芸術専攻	芸術
平和学研究科	平和学専攻	平和学

別表第3（第4条関係）

研究科名	専攻名	専攻分野の名称
国際学研究科	国際学専攻	国際学 又は 平和学
情報科学研究科	情報科学専攻	情報科学 又は 情報工学
芸術学研究科	総合造形芸術専攻	芸術

## 広島市立大学既修得単位認定規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市立大学学則第38条及び広島市立大学大学院学則第24条の規定に基づき、広島市立大学の学部又は研究科の第1年次に入学した者の既修得単位の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定科目等)

第2条 既修得単位の認定は、学部では全学共通系科目及び外国語系科目の授業科目、研究科では全研究科共通科目及び研究科開設科目の授業科目について行う。

(認定の手続等)

第3条 既修得単位等の認定を受けようとする者は、入学した日から1月以内に既修得単位等認定願（様式第1号）に成績証明書その他必要な書類を添えて、学長に申請しなければならない。

第4条 学長は、前条の規定による申請があった場合は、関係する授業科目の担当教員等の意見を添えて、申請者の所属する

学部又は研究科（以下「所属学部等」という。）の長に審査を依頼するものとする。

第5条 所属学部等の長は、前条の規定により審査の依頼があったときは、教授会又は研究科委員会で審査を行い、その結果を学長に報告するものとする。

（既修得単位の認定）

第6条 学長は、前条の報告に基づき、認定を行ったときは既修得単位等認定通知書（様式第2号）により、行わなかったときは適宜な方法により、速やかに申請した者及び申請者の所属学部等の長に通知するものとする。

（履修の指導）

第7条 既修得単位の認定を行ったときは、認定した単位に代えて他の科目的履修を行わせる等、申請した者の所属学部等において適切な指導を行うものとする。

附 則 略

## 広島市立大学学生の転学及び転学部等に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、広島市立大学学則第40条及び広島市立大学大学院学則（平成22年公立大学法人広島市立大学学則第2号。以下「大学院学則」という。）第28条に規定する転学並びに学則第41条に規定する転学部及び転学科並びに大学院学則第29条に規定する転専攻の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

（転学）

第2条 転学をしようとする者は、本人及び保証人連署の転学願（様式第1号）を所属する学部又は研究科（以下「所属学部等」という。）を経て、学長に提出しなければならない。

2 転学は、所属学部等の教授会又は研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

3 学長は、転学を許可した者に対し転学許可書（様式第2号）を交付するものとする。

（転学部）

第3条 転学部をしようとする者は、本人及び保証人連署の転学部願（様式第3号）を所属する学部（以下「所属学部」という。）を経て、学長に提出しなければならない。

2 転学部の時期は、入学後1年を経過した時とする。ただし、学長は、特別の理由があると認めたときは、入学後1年を経過した時以外の時期に転学部を許可することができる。

3 転学部は、所属学部の教授会及び転学部を希望する学部の教授会の議を経て、学長が許可する。

4 学長は、転学部を許可した者に対して転学部許可書（様式第4号）を交付するものとする。

（転学科）

第4条 同一学部の他の学科に転学科（芸術学部美術学科にあっては、転専攻を含む。以下同じ。）をしようとする者は、本人及び保証人連署の転学科願（様式第5号）を所属学部を経て、学長に提出しなければならない。

2 転学科の時期は、入学後1年を経過した時とする。ただし、学長は、特別の理由があると認めた時は、入学後1年を経過した時以外の時期に転学科を許可することができる。

3 転学科は、所属学部の教授会の議を経て、学長が許可する。

4 学長は、転学科を許可した者に対し転学科許可書（様式第6号）を交付するものとする。

（大学院における転専攻）

第5条 同一研究科の他の専攻に転専攻をしようとする者は、本人及び保証人連署の転専攻願（様式第7号）を所属する研究科を経て、学長に提出しなければならない。

2 転専攻の時期は、入学後1年を経過した時とする。ただし、学長は、特別の理由があると認めたときは、入学後1年を経過した時以外の時期に転専攻を許可することができる。

3 転専攻は、所属する研究科の研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

4 学長は、転専攻を許可した者に対し転専攻許可書（様式第8号）を交付するものとする。

附 則 略

様式 略

## 広島市立大学学生の休学及び復学に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、広島市立大学学則第39条及び広島市立大学大学院学則第27条に規定する休学及び復学の手続等に関し

必要な事項を定めるものとする。

(休学の手続)

第2条 休学しようとする者又は休学期間を延長しようとする者は、本人及び保証人連署の休学願（様式第1号）を所属する学部又は研究科（以下「所属学部等」という。）を経て、学長に提出しなければならない。

(休学の許可)

第3条 休学の許可は、所属学部等の教授会又は研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

2 学長は、休学を許可した者に対し、休学許可書（様式第2号）を交付するものとする。

3 休学の許可は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 疾病等により修学することができない者

(2) 経済的な理由により修学することができない者

(3) 親族の看護、家族の世話等で修学することができない者

(4) 前3号に掲げるもののほか、他特別の理由により、学長が修学することが困難であると認めた者

(復学の手続等)

第4条 休学期間に中にその理由が消滅し、復学しようとする者は、本人及び保証人連署の復学願（様式第3号）を所属学部等を経て、学長に提出しなければならない。

2 学長は、休学の理由が消滅したと判断したときは、復学を許可し、復学許可書（様式第4号）を交付するものとする。

(委任)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、教務委員会の議を経て副学長（教育・研究担当）が別に定める。

附 則 略

様式 略

## 広島市立大学学生の退学に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市立大学学則第43条及び広島市立大学大学院学則第31条に規定する退学の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(退学の手続)

第2条 退学しようとする者は、本人及び保証人連署の退学願（様式第1号）を所属する学部又は研究科（以下「所属学部等」という。）を経て、学長に提出しなければならない。

(退学の許可)

第3条 退学は、所属学部等の教授会又は研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

2 学長は、退学を許可した者に対し退学許可書（様式第2号）を交付するものとする。

(委任)

第4条 この規程の施行に関し必要な事項は、教務委員会の議を経て副学長（教育・研究担当）が別に定める。

附 則 略

様式 略

## 広島市立大学派遣学生及び特別聴講学生に関する規程

### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市立大学学則（以下「学則」という。）第37条、広島市立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第23条及び第25条に規定する広島市立大学（以下「本学」という。）に在学中の学生で他の大学等の授業科目を履修するもの又は研究指導を受けるもの（以下「派遣学生」という。）並びに学則第56条及び大学院学則第40条において準用する学則第56条に規定する特別聴講学生に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「他の大学等」とは、本学と学生の交流を行う大学、短期大学若しくは高等専門学校又は外国の大学若しくは短期大学（大学以外の高等教育機関を含む。）をいう。

2 この規程において「大学間協議」とは、本学と他の大学等との間で次に掲げる事項に関する協議を行うことをいう。

- (1) 履修できる授業科目的範囲等
- (2) 派遣学生数及び受入れ学生数
- (3) 単位の認定方法等
- (4) 派遣の時期及び期間
- (5) 派遣、派遣期間の延長及び受入れの手続に関する事項。
- (6) 経費に関する事項。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

3 この規程において「学部等間協議」とは、本学の学部又は研究科（以下「学部等」という。）と他の大学等に係る学部等との間で前項各号に掲げる事項に関する協議を行うことをいう。

## 第2章 派遣学生

（取扱いの要件）

第3条 派遣学生の取扱いは、原則として大学間協議又は学部等間協議が成立したものについて行う。

2 前項の大学間協議は、関係する学部等の教授会又は研究科委員会の議を経て、学長が行う。

3 第1項の学部等間協議は、関係する学部等の教授会又は研究科委員会の議を経た後に学長の承認を受けて、当該学部等の長が行う。

（出願手続）

第4条 派遣学生を志願する者は、派遣学生願を学長に提出しなければならない。

2 出願の時期は、大学間協議又は学部等間協議の定めるところによる。

（派遣の許可）

第5条 派遣の許可は、所属する学部等の教授会又は研究科委員会の議を経て、学長が行う。

2 学長は、前項の派遣を許可したときは、当該他の大学等の長に大学間協議又は学部等間協議により定めた手続により、学生の受入れを依頼するものとする。

（派遣期間）

第6条 派遣学生の派遣期間は、大学間協議又は学部等間協議により定めた期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、特別の理由があるときは、派遣期間延長願を学長に提出し、許可を得てその期間を延長することができる。

3 派遣期間の延長の許可は、所属する学部等の教授会又は研究科委員会の議を経て、学長が行う。

第7条 前条の規定により派遣期間の延長を許可したときは、大学間協議又は学部等間協議により定めた手続により、学生の受入れを依頼するものとする。

（在学期間への算入）

第8条 第6条に規定する派遣期間は、本学の在学期間に算入する。

第9条 派遣期間中に取得した単位は、学部にあっては学則第37条の規定により30単位を、大学院にあっては大学院学則第23条の規定により10単位を、それぞれ超えない範囲内において、本学で修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により派遣期間中に取得した単位を本学で修得したものとして認定を希望する者は、単位認定願に派遣先の大学等の長の交付する学業成績証明書等を添付して学長に願い出なければならない。

3 前項の願い出による単位の認定は、所属する学部等の教授会又は研究科委員会の議を経て、学長が行う。

4 学長は、前項の規定により単位を認定した場合は、単位認定通知書を交付するものとする。

（授業料）

第10条 派遣学生は、派遣期間中にあっても本学の授業料を納付しなければならない。ただし、大学間協議において授業料の相互免除が合意されず、他の大学等の授業料を納付しなければならない派遣学生のうち学長が特に必要と認める者は、この限りでない。

（派遣許可の取消し）

第11条 学長は、派遣学生がその履修の実が上がらないと認めたとき、その本分に反する行為があると認めたとき、又は授業料の納付の義務を怠ったときは、当該他の大学等の長と協議の上（学部等間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等に係る学部等の長と協議の上）、派遣の許可を取り消すことができる。

## 第3章 特別聴講学生

（受入れの時期）

第12条 特別聴講学生の受入時期は、大学間協議又は学部等間協議により定める。

（出願手続）

第13条 特別聴講学生を志願する者は、次に掲げる書類を、所属する大学等の長を通じて学長に提出しなければならない。

- (1) 特別聴講学生申込書

- (2) 大学間協議又は学部等間協議により定めた書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に指定する書類

(出願期日)

第14条 前条の出願期日は、大学間協議又は学部等間協議の定めるところによる。

(入学の許可)

第15条 入学の許可は、聴講科目担当教員の承認を得た上で、関係する学部等の教授会又は研究科委員会の議を経て、学長が行う。

2 入学を許可したときは、所属する大学等の長を経て、当該学生に受入承諾書を交付する。

(聴講期間)

第16条 聴講期間は、大学間協議又は学部等間協議の定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、学長が特別の理由があると認めたときは、聴講期間を延長することができる。

第17条 聴講期間の延長の手続については、大学間協議又は学部等間協議により定めるところによる。

2 聴講期間の延長手続及び延長許可等については、第13条及び第15条の規定を準用する。

(履修手続)

第18条 特別聴講学生は、聴講を許可された科目の履修届を指定する期日までに提出しなければならない。

2 特別聴講学生が1学期に聴講することができる単位数は、24単位を上限とする。ただし、集中講義科目（別に定めるものを除く。）、自由科目又は資格取得関係科目に係る単位数については、当該上限単位数には含めない。

(単位の認定)

第19条 特別聴講学生が履修した聴講科目については、試験その他の方法によりその担当教員が判定した成績に基づき単位を認定する。

(成績証明書)

第20条 前条に規定する単位を認定したときは、成績証明書を交付する。

(授業料等)

第21条 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

2 特別聴講学生は、所定の期日までに公立大学法人広島市立大学の授業料等に関する規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程第73号）第2条に定める授業料を納付しなければならない。ただし、大学間協議又は学部等間協議の際に特段の取決めを行ったときは、授業料は徴収しない。

3 実験及び実習等に要する特別の費用は、特別聴講学生の負担とする。

(聴講許可の取消し)

第22条 特別聴講学生が、この規程に違反したとき又は疾病その他の理由により履修する見込みがなくなったときは、学長は所属する大学等の長と協議の上、（学部等間協議によるものについては、当該学部等の長が当該特別聴講学生の所属する大学等に係る学部等の長と協議の上）、聴講の許可を取り消すことができる。

(帳票)

第23条 この規程で定める帳票の様式は、別に定める。

(準用)

第24条 この規程に定めるもののほか、学生に関する諸規程は、特別聴講学生に準用する。

附 則 略

様式 略

## 広島市立大学留学に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市立大学学則（平成22年公立大学法人広島市立大学学則第1号。以下「学則」という。）第42条及び広島市立大学大学院学則（平成22年公立大学法人広島市立大学学則第2号。以下「大学院学則」という。）第30条の規定に基づき、外国の大学又は短期大学（大学以外の高等教育機関を含む。以下「大学等」という。）へ留学する場合の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(留学手続)

第2条 留学しようとする者は、次に掲げる書類を所属する学部又は研究科（以下「所属学部等」という。）の長に提出しなければならない。

- (1) 本人及び保証人連署の留学願（様式第1号）

- (2) 留学先大学等の入学許可書の写し
- (3) 留学先大学等での履修計画
- (4) 履修する授業科目的授業概要
- (5) 留学先大学等に関する書類  
(留学の許可)

第3条 留学は、教授会又は研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

2 学長は、留学を許可した者に対し留学許可書（様式第2号）を交付するものとする。

（留学期間）

第4条 留学期間は、1年以内とする。

（留学期間の延長）

第5条 前条の規定にかかわらず、学長が特別の理由があると認めたときは、半年又は1年間留学の期間を延長することができる。ただし、留学期間は、通算して2年を超えることができない。

2 留学期間を延長としようする者は、本人及び保証人連署の留学期間延長願（様式第3号）を所属学部等の長に提出しなければならない。

3 留学期間の延長は、教授会又は研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

4 学長は、留学期間の延長を許可した者に対し留学期間延長許可書（様式第4号）を交付するものとする。

（在学期間への算入）

第6条 留学期間は、本学の在学期間に算入する。

（授業料）

第7条 留学を許可された者は、留学期間中にあっても本学の授業料を納付しなければならない。

（留学中に取得した単位の取扱い）

第8条 留学中に取得した単位は、学部にあっては学則第42条第3項において準用する学則第37条の規定により30単位を、大学院にあっては大学院学則第30条第3項において準用する大学院学則第23条の規定により10単位を、それぞれ超えない範囲内において、本学で修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により、留学中に取得した単位を本学で修得したものとして認定を希望する者は、単位認定願（様式第5号）に留学先の大学等の長の交付する学業成績証明書等を添付して学長に願い出なければならない。

3 前項の願い出による単位の認定は、所属学部等の教授会又は研究科委員会の議を経て、学長が行う。

4 学長は、前項の規定により単位を認定した場合は、単位認定通知書（様式第6号）を交付するものとする。

（休学して留学する場合の単位の取扱い）

第9条 休学して留学する学生が、留学中に取得した単位の認定を希望する場合、第2条及び前条の規定を準用し、これを認定することができる。

附 則 略

様式 略

## 広島市立大学におけるGPA制度に係る実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、広島市立大学履修規程第13条の規定に基づき、広島市立大学（以下「本学」という。）におけるグレードボリュームアベレージ（以下「GPA」という。）制度について必要な事項を定め、学生の学習意欲を高めるとともに、厳格な成績評価と学生支援に資することを目的とする。

（定義）

第2条 GPAとは、成績評価を受けた科目毎の5段階評価を4から0までのグレードポイント（以下「GP」という。）に置き換えたものに単位数を乗じ、その総和を成績評価を受けた授業科目的単位数の合計で除して得られる1単位当たりの平均値をいう。

2 GPA対象科目は、次に掲げる授業科目とする。

- (1) 本学の授業科目であって、その修得した単位を卒業の要件となる単位として認めることができることとされているもの
- (2) 本学在学中に、他の大学又は短期大学において履修した授業科目であって、その修得した単位を卒業の要件となる単位として認めできることとされているもの

3 前項の規定にかかわらず、5段階評価に係る成績評価によらず単位を認定した科目及び成績評価が未済となっている授業科目については、GPAの対象から除く。

## (成績評価及びGPA)

第3条 各学部等で定める成績評価及びGPAは、次のとおりとする。

評価	評点	GPA
秀 (S)	90-100点	4
優 (A)	80- 89点	3
良 (B)	70- 79点	2
可 (C)	60- 69点	1
不可 (D)	0- 59点	0
認定		対象外
評価未済		対象外

## (GPAの種類及び計算方法)

第4条 GPAは、当該学期に成績評価を受けた第2条第2項に規定するGPA対象科目について、学期GPA及び通算GPAに区分し、各区分の定める方法により計算するものとし、計算値は小数点以下第3位を四捨五入して表記するものとする。

### (1) 学期GPA

学期GPAは、当該学期の授業科目ごとに得たGPAに当該授業科目の単位数を乗じる計算を、当該学期に成績評価を受けた授業科目分行い、その合計を当該学期に成績評価を受けた授業科目単位数の合計で除して算出する。

学期GPA = (当該学期に成績評価を受けた授業科目のGPA × 当該授業科目の単位数) の合計 / 当該学期に成績評価を受けた授業科目の単位数の合計

### (2) 通算GPA

通算GPAは、入学時から当該学期までの授業科目ごとに得たGPAに当該授業科目の単位数を乗じる計算を、入学時から当該学期までに成績評価を受けた授業科目分行い、その合計を入学時から当該学期までに成績評価を受けた授業科目の単位数の合計で除して算出する。

通算GPA = (入学時から当該学期までに成績評価を受けた授業科目のGPA × 当該授業科目の単位数) の合計 / 入学時から当該学期までに成績評価を受けた授業科目の単位数の合計

通算GPAの算出に当たって用いる一の授業科目に係るGPAは、当該授業科目に係る最も新しい一の評価に係るものとする。

## (履修の取消し)

第5条 学生は、一度履修登録した科目であっても、当初想定していた履修計画、受講目的が達成されないなどの理由により履修を取り消すことができる。

2 履修の取消しは、予め各学期の履修登録時に学生へ提示する期間に限り行うことができる。ただし、当該期間後に開講される集中講義科目については、この限りではない。

3 原則として、必修科目及び担当教員が授業の形態から取り消しきれないシラバス等で明記した科目は、履修取消の対象外とする。

4 前2項の規定にかかわらず、病気・事故等やむを得ない事情による場合は、履修取消期間以降においても医師の診断書等を付して履修を取り消すことができる。

5 取り消した科目は成績原簿に「取消(W)」と記載し、成績証明書には記載しない。

## (GPAの記載)

第6条 成績証明書に通算GPAを、成績原簿に通算GPA及び学期GPAを其々記載する。

## (経過措置)

第7条 平成22年3月31日において現に在籍する者(以下「在籍者」という。)及び在籍者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者について、成績原簿及び成績証明書には、学期GPA及び通算GPAの記載は行わないものとする。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、GPAの取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則 略

## 広島市立大学他大学受験に関する取扱要領

- 1 この要領は、本学に在学中の学生で、他の大学又は本学の他の学部(以下「他大学等」という。)の受験を希望する者の手続き等に關し必要な事項を定めるものとする。
- 2 他大学等を受験しようとする者は、本人及び保証人連署の他大学受験届(別記1)を所属する学部を経て、学長に提出しなければならない。

- 3 他大学等の出願に際して受験承認書を必要とする場合は、前条に基づく他大学受験届提出の際に併せて申請するものとする。
- 4 受験承諾書を申請した者には、受験承認書（別記2）を交付する。

別記 略

## 定期試験における追試験取扱要領

- 1 この取扱要領は、広島市立大学履修規程第10条第2項の規定に基づき、定期試験における追試験の申請手続等の取扱いについて定めるものとする。
- 2 追試験を受験しようとする者は、受験できなかった理由を証明する書類を添付した追試験願（別記1）を、当該試験終了後1週間以内に副学長（教育・研究担当）に提出しなければならない。
- 3 追試験を申請できる理由は次のとおりとする
  - (1) 病気又はけがの場合
  - (2) 事故等による公共交通機関の遅延の場合
  - (3) 2親等以内の親族の葬儀に参列した場合
  - (4) その他やむを得ない理由と副学長（教育・研究担当）が認めた場合
- 4 副学長（教育・研究担当）は、追試験願を受理したときは、各授業担当教員に別記2により追試験実施の可否について照会する。
- 5 各授業担当教員は、出席状況等を勘案のうえ、別記3により追試験実施の可否等について副学長（教育・研究担当）へ連絡する。
- 6 副学長（教育・研究担当）は、追試験実施の可否及び実施する日時等について追試験を願い出た者に通知する。
- 7 追試験の実施日については、原則として、欠席した試験の日から3週間以内とする。

別記 略

## 広島市立大学学生生活規程

（趣旨）

第1条 この規程は、広島市立大学（以下「本学」という。）の学生生活に関し必要な事項を定めるものとする。

（学生証）

第2条 学生は、構内（本学の敷地として現に使用している区域をいう。以下同じ。）においては、常に学生証を携帯しなければならない。

- 2 学生は、本学の教職員から学生証の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。
- 3 学生は、学生証を紛失し、又は損傷したときは、直ちに所定の申請書を事務局教務・研究支援室長（以下「教務・研究支援室長」という。）に提出し、学生証の再交付を受けなければならない。
- 4 学生は、学生証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 5 学生は、卒業、退学等により本学の学生の身分を失ったときは、学生証を教務・研究支援室長に返還しなければならない。

（住所届）

第3条 学生は、入学後速やかに、所定の住所届を事務局学生支援室長（以下「学生支援室長」という。）に提出しなければならない。住所を変更したときも、同様とする。

（健康診断）

第4条 学生は、毎学年定期又は臨時に行われる健康診断を受けなければならない。

- 2 学生は、前項の健康診断により、精密検査等の指示があったときは、これに従わなければならない。

（学生の団体）

第5条 学生は、団体（本学の学生のみで構成されるものに限る。以下「学生団体」という。）を設立しようとするときは、所定の学生団体結成届を学生支援室長に提出し、学長の許可を受けなければならない。記載事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 学生団体は、クラブ、サークル、その他に区分される。

- 3 学生団体は、学内及び学外の団体に加入しようとするときは、所定の団体加入届を学生支援室長に提出し、学長の許可を受けなければならない。

- 4 学生団体は、加入している学内又は学外の団体から脱退したときは、所定の団体脱退届を学生支援室長に提出しなければならない。
- 5 学生団体は、その学年も継続して活動しようとするときは、5月末日までに所定の学生団体継続届を学生支援室長に提出しなければならない。
- 6 学生団体は、解散しようとするときは、所定の学生団体解散届を学生支援室長に提出しなければならない。
- 7 学長は、学生団体が次の各号のいずれかに該当するときは、学生委員会の議を経て当該学生団体の解散を命ずることができる。
- (1) 本学の教育研究活動を妨げたとき。
  - (2) 学則その他本学の諸規程に違反したとき。
  - (3) 不祥事を起こす等団体の運営が円滑に行われなかつたとき。
  - (4) 第4項の学生団体継続届が、提出されなかつたとき。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、学長が不適当と認めたとき。
- 8 前各項に定めるもののほか、学生団体に関し必要な事項は、学生委員会の議を経て学長が定める。
- (クラブ又はサークルの認定)
- 第6条 クラブ又はサークルの認定（以下「認定」という。）は、学生委員会の議を経て学長が定める基準により行う。
- 2 クラブと認定された学生団体については、部室を使用させるとともに、学生会館の集会室及び和室、体育館、運動場、トラック＆フィールド、テニスコート又はアーチェリー場の使用に当たっては、サークル及び一般学生より優先する。
- 3 サークルと認定された学生団体については、部室を使用させない。ただし、学生会館の集会室及び和室、体育館、運動場、トラック＆フィールド、テニスコート又はアーチェリー場の使用に当たっては、一般の学生より優先する。
- (認定の申請等)
- 第7条 認定を受けようとする学生団体は、当該学年の5月末日までに所定の申請書を学生支援室長に提出しなければならない。
- 2 学長は、前項の規定による申請があったときは、学生委員会の議を経て認定するか否かを決定し、その結果を当該学年の6月末日までに当該申請を行った学生団体に通知するものとする。
- 3 認定の期間は、当該認定を決定した日から翌学年の6月末日までとする。
- 4 認定を受けた学生団体は、翌学年の4月末日までに、所定の学生団体実績報告書を学生支援室長を経て学長に提出しなければならない。
- (認定の取消し)
- 第8条 学長は、認定を受けた学生団体が第6条第1項の基準に該当しなくなったときは、学生委員会の議を経て当該認定を取り消すものとする。
- (集会等)
- 第9条 構内において集会等を開こうとする学生又は学生団体は、開催日の3日前までに所定の申請書を学生支援室長に提出し、学長の許可を受けなければならない。
- 2 学長は、集会等が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を取り消し、又は当該集会等の中止を命ずることができる。
- (1) 本学の教育研究活動を妨げたとき。
  - (2) 学則その他本学の諸規程に違反したとき。
  - (3) 事故発生等集会等の運営が円滑に行われなかつたとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、学長が不適当と認めたとき。
- (構内掲示)
- 第10条 構内にポスター等（以下「掲示物」という。）を掲示しようとする学生又は学生団体は、あらかじめ所定の申請書を学生支援室長に提出し、学長の許可を受けなければならない。
- 2 次の各号のいずれかに該当する掲示物は、前項の許可をしない。
- (1) 特定の個人、団体等を誹謗し、又はその名誉を傷つけるもの
  - (2) 虚偽の事項を記載したもの
  - (3) 内容、形状、大きさ等が不適切なもの
- 3 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る掲示物に所定の許可印の押印を受けなければならない。
- 4 学長は、掲示物が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可を取り消し、又は当該掲示物の撤去を命じ、若しくはこれを撤去することができる。
- (1) 許可期間を経過したもの
  - (2) 許可印の押印を受けていないもの

- (3) 学長が指定した場所以外の場所に掲示したもの
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、学長が不適当と認めたもの
- (印刷物の配布)

第11条 構内において新聞、ピラ等（以下「印刷物」という。）を配布しようとする学生又は学生団体は、配布日の3日前までに所定の申請書を学生支援室長に提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 印刷物の配布については、前条第2項及び第4項（第2号を除く。）の規定を準用する。

（寄附募集等）

第12条 構内において寄附募集、物品販売、署名運動、世論調査その他これらに類する行為をしようとする学生又は学生団体は、当該行為の3日前までに、所定の申請書を学生支援室長に提出し、学長の許可を受けなければならない。

（委任）

第13条 この規程の施行に関し必要な事項は、学生委員会の議を経て学長が別に定める。

附 則 略

## 広島市立大学クラブ及びサークル認定基準

広島市立大学学生生活規程第6条の規定により、クラブ及びサークルの認定基準を次のとおり定める。

### 1 認定基準

次の要件の全てに該当する学生団体については、いかなる名称であるかを問わずクラブと認定し、(1)、(2)、(3)及び(8)の要件に該当する学生団体については、いかなる名称であるかを問わずサークルと認定する。

- (1) 規約、役員名簿、構成員名簿（複数の学生団体に加入している学生については、そのうちの一団体についてのみ、構成員として名簿に記載することができる。名簿には、課外活動団体加入申込書に自らが署名捺印した学生のみ記載することができる。）、年間活動計画書及び収入支出予算書を整備し、かつ、活動する目的、趣旨等が明確で学生の団体としてふさわしいものであること。
- (2) 2学部以上の学生が構成員であることを原則とする。
- (3) 加入資格について正当な理由なく制限を設けていないこと。
- (4) 代表者（部長等）の指示が速やかに各部員に徹底するなど一団体としての統制がとれていると認められること。
- (5) 概ね1年以上の活動実績を有し、かつ、将来も継続して活動が行われると認められること。
- (6) 構成員が、8名以上（団体競技等を目的とする団体においては、その競技が実施できる人数以上）いること。
- (7) 団体の活動内容が明らかに同一と認められるクラブ又はサークルが既に活動していないこと。
- (8) 本学の教職員を顧問にしていること。

## 公立大学法人広島市立大学施設管理規程

（趣旨）

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学（以下「法人」という。）が設置する広島市立大学（以下「本学」という。）の用に供する建物、土地及び構築物（附随する設備を含む。以下「施設」という。）の管理及び使用に関し必要な事項を定めるものとする。

（施設管理責任者）

第2条 本学に、施設管理責任者を置く。

2 施設管理責任者は、総務・危機管理担当理事をもって充てる。

3 施設管理責任者は、本学の施設の管理を総括する。

（施設管理者）

第3条 本学に、施設管理者を置く。

2 施設管理者及びその担当施設は、別表のとおりとする。

3 施設管理者は、施設管理責任者を補佐し、その担当施設について、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 施設の適正な使用の確保に関する事。
- (2) 施設の防火、防災及び防犯に関する事。
- (3) 施設の電気、ガス、給排水等の適正な使用に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設を良好な状態に維持保全すること。

（施設に盗難、破損等があった場合の措置）

第4条 施設管理者は、その担当施設において盗難があったときは、直ちにその旨を施設管理責任者に報告しなければならぬ

い。

2 施設管理者は、その担当施設に破損、故障等があることを発見したときは、直ちにその旨を施設管理責任者に報告しなければならない。

(施設の使用)

第5条 施設を使用（公立大学法人広島市立大学固定資産貸付規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程第67号）に規定する貸付けを除く。以下同じ。）しようとする者は、あらかじめ施設管理者の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。ただし、法人の職員又は本学の学生（以下「職員等」という。）が日常的に使用を認められている場合及び教育研究等の本来の用途又は目的のために使用する場合は、この限りでない。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を許可しない。

- (1) 教育研究又は学内行事に支障があると認められるとき。
- (2) 施設を破損し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。
- (3) 特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治活動を行うとき。
- (4) 特定の宗教のための宗教活動を行うとき。
- (5) 特定の個人、団体等を誹謗し、又はその名誉を傷つける活動を行うとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、施設管理上支障が生じるおそれがあると認められるとき。

3 施設管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対し、使用の制限、使用的停止若しくは退去を命ずることができる。

- (1) 使用者が許可条件に違反したとき。
- (2) 前項各号に規定する事態が発生したとき。

(原状回復義務)

第6条 使用者は、施設の使用を終了したとき、又はその使用許可を取り消されたときは、直ちにこれを原状に回復し、返還しなければならない。

(禁止行為)

第7条 本学の施設において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 第5条第2項に規定する行為
- (2) 示威又は喧騒にわたる行為
- (3) 通行の妨げとなる行為
- (4) 指定場所以外の場所での喫煙行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設管理上不適当と認められる行為

(損害賠償義務)

第8条 施設を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(駐車及び駐輪に関する事項)

第9条 本学の駐車場を使用しようとする者は、公立大学法人広島市立大学駐車場利用規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程第70号）第3条に規定する許可を受け、指定の場所に駐車しなければならない。

2 本学の駐輪場を使用しようとする者は、あらかじめ施設管理者の許可を受け、駐輪しなければならない。

3 職員等以外の者で、法人又は本学に用務のあるものが1日未満の駐車又は駐輪をしようとするときは、前2項の規定は適用しない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 略

別表（第3条関係）

施設管理者及び担当施設区分表

施設管理者	担当施設
副学長 (教育・研究担当)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講義棟（電気室、機械室及び倉庫を除く。）</li> <li>・国際学部棟の講義室</li> <li>・学生会館（電気室、機械室及び倉庫を除く。）</li> <li>・体育館（電気室、機械室及び倉庫を除く。）</li> <li>・クラブハウス</li> <li>・運動場、トラック＆フィールド、テニスコート及びアーチェリー場</li> <li>・学生寮、国際学生寮及びその敷地</li> </ul>
総務室長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部棟、講堂、学術交流ラウンジ、エネルギーセンター、排水処理施設</li> <li>・講義棟、各学部棟、工房棟、図書館棟、語学センター、情報処理センター、芸術資料館、学生会館及び体育館の電気室、機械室及び倉庫</li> <li>・構内（学生寮及び国際学生寮の敷地を除く。）</li> <li>・サテライトキャンパス</li> </ul>
国際学部長	・国際学部棟（講義室、電気室、機械室及び倉庫を除く。）
情報科学研究科長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報科学部棟（電気室、機械室及び倉庫を除く。）</li> <li>・情報科学部棟別館（社会連携センター、広島平和研究所、学術交流ラウンジ、電気室、機械室及び倉庫を除く。）</li> </ul>
芸術学部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・芸術学部棟（電気室、機械室及び倉庫を除く。）</li> <li>・工房棟（電気室、機械室及び倉庫を除く。）</li> </ul>
広島平和研究所長	・広島平和研究所
附属図書館長	・図書館棟（電気室、機械室及び倉庫を除く。）
語学センター長	・語学センター（電気室、機械室及び倉庫を除く。）
情報処理センター長	・情報処理センター（電気室、機械室及び倉庫を除く。）
芸術資料館長	・芸術資料館（電気室、機械室及び倉庫を除く。）
社会連携センター長	・社会連携センター

## 広島市立大学体育施設使用規程

### （趣旨）

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学施設管理規程第5条第1項の規定に基づき、体育館、運動場、トラック＆フィールド、テニスコート及びアーチェリー場（以下「体育施設」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

### （使用目的）

第2条 体育施設は、当該体育施設に応じたそれぞれの用途以外の用途に使用することはできない。ただし、学長が、特に必要と認めるときは、この限りでない。

### （使用時間）

第3条 体育施設は、午後9時から午前8時30分までは使用することができない。ただし、学長が、特に必要と認めるときは、この限りでない。

### （使用許可の手続）

第4条 体育施設を使用しようとするクラブ及びサークルは、四半期（学年を4期に分けたそれぞれの期をいう。以下同じ。）ごとに所定の申請書を当該四半期の初日の属する月の前月の10日までに事務局学生支援室長（以下「学生支援室長」という。）に提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 体育施設を使用しようとする一般学生及び教職員は、あらかじめ所定の申請書を学生支援室長に提出し、学長の許可を受けなければならない。

3 前項の申請書の受付期間は、その申請に係る使用日の3週間前から使用日までとする。

### （特別設備の設置の許可）

第5条 体育施設の使用に当たり、特別の設備を設け、又は特殊な物品を搬入しようとする者は、あらかじめ学生支援室長に所定の申請書を提出し、学長の許可を受けなければならない。

### （委任）

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、学生委員会の議を経て学長が別に定める。

附 則 略

# 広島市立大学学生会館及びクラブハウス使用規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学施設管理規程第5条第1項の規定に基づき、学生会館及びクラブハウスの使用に関し必要な事項を定めるものとする。

## (開館時間)

第2条 学生会館及びクラブハウスの開館時間は、午前7時から午後10時までとする。ただし、学長が必要と認めた場合は、この限りでない。

## (使用許可の手続)

第3条 部室を使用しようとするクラブは、5月末日までに所定の申請書を事務局学生支援室長（以下「学生支援室長」という。）に提出し、学長の許可を受けなければならない。

## (鍵の貸与)

第4条 学長は、部室の使用を許可したときは、前条のクラブの代表者に、当該許可に係る部室の鍵を貸与するものとする。

## (使用期間)

第5条 部室の使用期間は、許可を受けた日から翌年の6月末日までとする。

## (禁止行為)

第6条 部室においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 部室を部室以外の用途に使用すること。
- (2) 部室又はその設備を変更すること。
- (3) 転貸し、又は使用権を譲渡すること。
- (4) 火災又はガス中毒等のおそれのある器具等を使用すること。
- (5) 危険物を持ち込むこと。
- (6) 飲酒又は喫煙をすること。
- (7) 戸、壁又は窓ガラスにポスター等をのり付けすること。
- (8) 合鍵を作成すること。
- (9) 他のクラブに対し迷惑となる行為をすること。

## (特別設備の設置の許可)

第7条 部室の使用に当たり、特別の設備を設け、又は特殊な物品を搬入しようとするクラブは、あらかじめ学生支援室長に所定の申請書を提出し、学長の許可を受けなければならない。

## (使用許可の取消し等)

第8条 前2条の規定に違反したときは、部室の使用許可を取り消し、又はクラブに対し、使用の制限、使用の停止若しくは退去を命ずることができる。

## (立入検査)

第9条 学長は、部室の管理上必要があると認めるときは、指定した者に随時部室の検査をさせ、又はクラブに対して適当な指示をさせることができる。

## (部室の明渡し)

第10条 クラブの代表者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに部屋を明け渡すとともに、貸与されている鍵を返還しなければならない。

- (1) クラブを解散しようとするとき。
- (2) 広島市立大学学生生活規程第8条の規定により、クラブの認定を取り消されたとき。
- (3) 使用期間が満了したとき。
- (4) 第8条の規定により、使用許可を取り消され、又は退去を命ぜられたとき。

## (和室及び集会室の使用)

第11条 和室及び集会室の使用については、広島市立大学体育施設使用規程第4条の規定を準用する。

## (委任)

第12条 この規程の施行に関し必要な事項は、学生委員会の議を経て学長が別に定める。

附 則 略

# 公立大学法人広島市立大学駐車場利用規程

## (目的)

第1条 この規程は、駐車場の利用に関し必要な事項を定め、もって公立大学法人広島市立大学（以下「法人」という。）の職員及び法人が設置する広島市立大学（以下「大学」という。）の学生並びに大学に用務のある者の利便に資することを目的とする。

## （駐車場の定義）

第2条 この規程において「駐車場」とは、法人が設置する駐車場で、広島市安佐南区大塚東三丁目及び広島市安佐南区沼田町大字大塚に位置するものをいう。ただし、大学内に指定されている来客用駐車場を除く。

## （利用の許可）

第3条 駐車場を利用しようとする者は、あらかじめ理事長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けようとする者は、指定の申請書を提出しなければならない。

3 理事長は、第1項の許可をしたときは、駐車許可証（以下「許可証」という。）及び駐車場を利用するためのカード又は機器（その交付が必要と認められるときに限る。以下「カード等」という。）を速やかに申請者に交付するものとする。

4 駐車場に駐車することができる自動車は、許可証に記載された自動車に限るものとする。

5 第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、許可証の記載事項に変更を生じたときは、その旨を理事長に届け出なければならない。

6 利用者は、駐車場に自動車を駐車するときは、許可証を自動車の前面の見えやすい位置に掲げておかなければならぬ。

7 利用者は、当該許可の期間が満了したとき、又は第9条の規定により当該許可を取り消されたときは、遅滞なく、許可証及びカード等を返還しなければならない。

8 理事長は、第1項の許可をする場合において、駐車場の管理上必要があると認めるときは、その利用許可に条件を付すことができる。

## （利用の制限）

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の利用の許可をしない。

(1) 秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 駐車場の設備その他の物件を損傷するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があるとき。

## （禁止行為）

第5条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 関係職員の指示又は区画線若しくは標識に従わないで自動車を駐車させること。

(2) 他の自動車の駐車及び通行を妨げること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

## （利用料）

第6条 利用者は、許可証の交付を受けるまでに当該許可の期間に応じ、別表に定める額の利用料を納付しなければならない。

2 前項の利用料は、理事長が必要と認めるときは、別に定める日までに、納付することができる。

## （利用料の減免）

第7条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料を減免することができる。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けている大学の学生が、当該身体障害者手帳に記載されている障害により、公共交通機関の利用による通学が困難であると認められる場合

(2) 前号に掲げるもののほか、その他理事長が特に必要と認める場合

2 前項各号に該当する場合の減免額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に該当する場合 全額

(2) 前項第2号に該当する場合 理事長が適当と認める額

3 第1項の減免を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものを提示し、又は添付して、指定の申請書を理事長に提出しなければならない。

(1) 第1項第1号の場合 身体障害者手帳

(2) 第1項第2号の場合 理事長が必要と認める書類

## （利用料金の不返還）

第8条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

## (利用許可の取消し等)

第9条 理事長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項の許可を取り消し、又は利用者に対し、利用の制限、利用の停止若しくは自動車の移動を命ずることができる。

- (1) この規程に違反したとき。
- (2) 利用条件に違反したとき。

## (損害賠償義務)

第10条 駐車場の設備その他の物件を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

## (損害賠償責任)

第11条 法人は、第9条の規定に基づく利用許可の取消し等により利用者が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

## (委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、駐車場の利用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則 略

## 別表（第6条関係）

区分	利用料の額(1台につき)
半期	3,500円
1か月	1,000円
1日	200円

## 備考

- 1 この表において「半期」とは、4月1日から9月30日まで又は10月1日から翌年の3月31日までの間をいう。
- 2 この表において「1か月」とは、許可をした日が月の初日の場合は、その月の初日から末日までの間を、許可をした日が月の初日以外の場合は、許可をした日から翌月の応当する日の前日までの間をいう。
- 3 この表において「1日」とは、午前零時から午後12時までの間をいう。
- 4 大学の学生は、1日の利用料を適用しない。

## 広島市立大学後援会会則

## (名称)

第1条 本会は、広島市立大学後援会と称する。

## (目的)

第2条 本会は、広島市立大学（以下「大学」という。）の教育事業を援助し、併せて大学の円滑なる発展に寄与することを目的とする。

## (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学生の福利厚生に関すること及びその施設・備品の充実に関すること。
- (2) 学生の就職開拓に関すること。
- (3) 大学と保護者との連絡に関すること。
- (4) 教育研究活動等の充実に関すること。
- (5) 国際交流に関すること。
- (6) その他必要と認めること。

## (事務局)

第4条 本会の事務局は、大学内に置く。

## (会員)

第5条 本会は、次の者を会員として組織する。

- (1) 正会員  
 ア 学部会員 大学に在籍する学生の保証人  
 イ 大学院会員 大学院（博士前期課程）に在籍する学生の保証人
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同する者

## (役員等)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

2 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 役員は、無報酬とする。

4 本会に、事務局職員を若干名置くことができる。

(役員等の選出)

第7条 会長及び副会長は、理事のうちから互選する。

2 理事及び監事は、総会で会員のうちから選出する。

3 事務局職員は、会長が大学職員に委嘱することができる。

(役員等の職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を統括し、総会及び理事会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を組織して、会務を運営し、本会の重要な事項を審議する。

4 監事は、会務及び会計を監査する。

5 事務局職員は、会長の命を受けて、庶務及び会計の事務を処理する。

(総会等)

第9条 本会の会議は、総会及び理事会とし、会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。

2 会議は、会長が招集する。

3 総会は、年度初めに開催し、次の事項を議決する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は理事の過半数の請求があったときは、臨時の総会を開くことができる。

- (1) 予算及び決算に関する事項。
- (2) 理事及び監事の選出に関する事項。
- (3) 会則の改正に関する事項。
- (4) 本会の事業に関する事項。
- (5) その他理事会において必要と認めた事項。

4 総会に欠席する会員の議決権は、会長又は他の会員に委任することができる。ただし、委任しないで欠席した会員については、会長に一任したものとみなす。

5 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、会長が必要と認めるときに招集する。

(経費)

第10条 本会の経費は、会費、寄附及びその他の収入をもって充てる。

(会費等)

第11条 学部会員の会費は、学生1名につき50,000円とし、入会の際に納めるものとする。

2 3年次編入学の場合の学部会員の会費は、学生1名につき30,000円とする。

3 大学院会員の会費は、20,000円とし、入会の際に納めるものとする。

4 賛助会員は、会費を納めないものとする。ただし、隨時寄附をすることができる。

(会費の減免等)

第12条 正会員の納入すべき会費について、特別の事情があると認められる場合は、これを減免することができる。

2 既に納めた会費については、原則として返還しないものとする。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任規定)

第14条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 略

# 広島市立大学同窓会会則

(名称)

第1条 本会は、広島市立大学同窓会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を厚くし、会員の社会活動の助長を図ると共に、広島市立大学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会報及び会員名簿の発行。
- (2) 会員の福利厚生に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項。

(事務局)

第4条 本会の事務局は、広島市立大学内に置く。

(会員)

第5条 本会は、次の者を会員として組織する。

- (1) 正会員 広島市立大学の学部を卒業した者及び広島市立大学大学院を修了した者
- (2) 学生会員 広島市立大学の学部又は広島市立大学大学院の在学生
- (3) 名誉会員 本会に対する功労が顕著であって、総会において推薦された者
- (4) 特別会員 広島市立大学の現及び旧教職員で本会の趣旨に賛同した者

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

2 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。欠員を生じたときは、補欠役員を選出し、その任期は前任者の残任期間とする。

(役員の選出)

第7条 役員は、総会において、会員の中から選出する。

(役員の職務)

第8条 会長は、本会を代表し、これを統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 理事は、本会の会務を行う。

4 監事は、本会の会務及び会計を監査する。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会、理事会とする。会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは会長が決する。

2 会議は、会長が招集し、議長は、その都度選出する。

3 総会は、毎年1回開催し、次の事項を議決する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は正会員の過半数から請求があつたときは、臨時の総会を開くことができる。

- (1) 予算及び決算に関すること。
- (2) 事業に関すること。
- (3) 役員の選出に関すること。
- (4) 会則の改正に関すること。
- (5) その他必要と認めた事項。

4 総会に欠席する会員の議決権は、会長又は他の会員に委任することができる。ただし、委任をしないで欠席した会員については、会長に一任したものとみなす。

5 理事会は、全役員をもって構成し、会長が必要と認めるときに開催する。

(経費)

第10条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

(会費等)

第11条 学生会員は、入学時に終身会費10,000円を納めなければならない。名誉会員、特別会員は、会費を納めないものとする。

2 学生会員の納入すべき会費について、特別の事情があると認められる場合は、これを減免することができる。

3 既に納入した会費は、返還しないものとする。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任規定)

第13条 この会則の定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 略